

的場議員（民主県政会）

平成 27 年 12 月 9 日

教育長 答 弁 実 録

（ 教 育 委 員 会 ）

（問）所得格差と教育を受ける権利について

親の所得格差が子供の権利，すなわち，憲法 26 条で保障されている「教育を受ける権利」を阻害している状況について，どのように受け止めているのか，教育長に伺う。

（答）

次代を担う子供たちが，生まれ育った環境によって左右されることなく，健やかに育ち，夢や希望，高い倫理観や豊かな人間性を持ち，意欲にあふれた自立した人間へと成長することは，県民全ての願いであり，経済的理由により，教育を受ける権利が阻害されることがあってはならないと考えております。

そのため，小中学校におきましては，市町教育委員会において，経済的理由で就学することが困難な児童や生徒の保護者に対して，必要な援助を行うとともに，高等学校におきましては，就学支援金の支給や奨学金の貸付けなどにより教育費の負担軽減を行っているところでございます。

また，小中学校の「基礎・基本」定着状況調査の結果を踏まえ，児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導をとおして，基礎・基本の定着を図る取組を徹底するとともに，家庭教育支援アドバイザーやスクールソーシャルワーカーを配置し，こども家庭センターなどの関係機関と連携して，基本的な生活習慣や家庭における学習習慣の定着を図る取組を行っております。

高等学校におきましても，「共通学力テスト」を実施し，その結果を踏まえて，基礎・基本の定着を図るとともに，一層の授業改善を行い，生徒が主体的に進路を選択し実現できるよう取り組んでおります。

さらに，経済的な理由など様々な事情や背景を持った生徒に対しては，多様な学びを提供する新しいタイプの高等学校であるフレキシブルスクールを整備することにより，教育を受ける機会の拡充を図ってまいります。

今後とも経済的理由により，子供たちの教育を受ける権利が阻害されることがないように努めてまいりたいと考えております。